

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和 39 年岩手県告示第 262 号の 7）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 5 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務 の範囲	指定した金融機関			取扱事務 の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]				[略]			
盛岡市農業協同 組合	盛岡市	[略]	大船渡市農業協 同組合	大船渡市	[略]		
大船渡市農業協 同組合	大船渡市						
[略]			[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。							